○中央労働委員会告示第三号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十四日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表の独立行政法人国立病院機構の項のブロック事務所の項を削り、同項の病院の項中「部長」の次に「、総括長」を、「副総看護師長」の次に「、参事」を、「班長（人事又は労務担当の者に限る。）」の次に「、人事又は労務担当の専門職（グループ担当理事部門に置く者に限る。）」を、「人事又は労務担当の係長」の次に「、人事又は労務担当の主査、人事又は労務担当の係員（グループ担当理事部門に置く者に限る。）」を加える。

○農林水産省告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市花房町字割峯九三五の一、九三五の五から九三五の一三まで、九三五の口、九三五の八、九七一の一（次の図に示す部分に限る。）、字口ナシ谷九三六、九三七、九三八の一、九四三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県桜川市平沢字鳥取九三三の一、池亀字トットリ一三一、一三二、一五〇、字五大力四一二の三、四一三から四一五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び桜川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市宮吉字大切一一九の二、字谷口二四三の一、二四五、二四七、字江合山二九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字添田字岩石山一七八八の二七・一七八八の一五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字小生瀬字三升内八四一、八四二の一、八四二の二、八四四、九〇七の一、九一〇の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字貫字裏山三八三一の一・三八三一の四八・三八三一の五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字中元寺字陣屋八一三の五、八一三の一八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）